

議事要旨(6)特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長（専門委員長）より、一時的に中断していた投資育成目的（いわゆるベンチャーキャピタル（VC）条項）及び債権回収目的の取扱いについての議論が再開され、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針（案）」については、速やかに公開草案とする方向で議論を進めていってはどうかという説明がなされた。

引き続き秋葉主席研究員より、当該適用指針（案）について、これまでの議論の経緯等についての説明がなされた。

- ・ 本適用指針（案）は、2006年8月以降、企業結合専門委員会で検討され、投資育成目的や債権回収目的の取扱いについては、「一定の要件を満たせば投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであることから、子会社に該当しない」とする案（A'案）で概ね合意されていたが、さらに実際の適用に関する問題点を検討することとして、公開草案に向けた議決を保留としていた。
- ・ 今後は、A'案に基づく文案について、子会社に該当しない場合の要件等をより精緻化した上で、実際の適用に関する問題点を追加検討し、速やかに公開草案とする方向で議論を進めてはどうか。
- ・ 今後追加検討する実際の適用に関する問題点としては、①財務諸表提出会社には、財務諸表提出会社の子会社を含むのかどうか、②財務諸表提出会社の資産・収益等に占めるVCとしての事業の割合が低い場合にVC条項を適用できるのか、③最終投資先までが多層構造となっている場合の取扱い等が挙げられている。

この説明に対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 議決権の50%超を保有し、行使していれば投資先の意思決定機関を支配していることになるのではないかとこの質問があり、これに対して事務局からは、持株割合が50%未満でも支配と判断される場合がある一方で、50%超でも反証があれば支配していないと判断されることから、監査委員会報告第60号を踏まえ、そのように考えられている旨が回答された。
- ・ 業種の関連性について、例えばハイテク系企業がベンチャーキャピタル投資をしているような場合、純粋にキャピタルゲインを目的として投資をしているのか、あるいはノウハウの取得等その他の目的もあるのかという見極めができるのかという質問があり、これに対して事務局からは、子会社に該当しないこととする要件の1つとして、「シナジー効果や連携関係がない」ことが考えられており、投資価値の向上のみを目指すようなケースが想定されている旨が回答された。
- ・ この取扱いを現時点で取り上げる理由について質問があり、これに対して事務局からは、これらの取扱いをめぐる、実務において一部に混乱が見られたため、速やかに取扱いを公表して混乱を收拾するためである旨が回答された。
- ・ 子会社に該当しないとして連結をしなかった場合の投資の評価方法についての質問があり、これに対して事務局からは、金融商品会計基準に基づいて処理されることが考えられている旨が回答された。

以上